

### ●公的年金収入がある方

① 公的年金の収入金額が400万円を超える方

② 公的年金以外の所得が20万円を超える方

**ポイント** 公的年金収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要ですが、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

### ●その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある方

① 所得合計額が所得控除の合計額を超えている。

はい



② ①に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えている。

はい



所得税の確定申告が必要です。



いいえ



いいえ

所得税の確定申告の必要はありません  
(ただし、所得が無い場合などを除いて住民税の申告は原則、必要です。)



### 農業所得を申告される方は「収支計算」が必要です



農業所得の申告には、**収入金額から必要経費を差し引く収支計算**が必要となります。申告相談を円滑に進めるため、申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に『**収支内訳書準備表**』を役場本庁舎・分庁舎などで配布していますのでご利用ください。

### 確定申告書の「○住民税に関する事項」の記入もれに注意!

確定申告書を提出される方は、住民税の申告は必要ありませんが、提出の際には、申告書の**第二表「住民税に関する事項」**の記入をお願いします。

該当事項に記入が無いと、適正な住民税が課税できない場合がありますのでご注意ください。

(記入例)

#### 【項目】16歳未満の扶養親族

扶養控除の適用がない**16歳未満の扶養親族**がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄などを記入します。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
伯耆 ○○	子	平13.4.○	
伯耆 △△	子	平21.6.○	

#### 【項目】配当に関する住民税の特例

住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した**未上場株式の少額配当等**についても、他の所得と総合して課税されます。申告書(第一表③)に記載した配当所得と合算して記入します。

配当に関する住民税の特例	50,000円
--------------	---------



第二表

ココ

# 住民税の申告と所得税の確定申告が始まります



## 2月18日(月) から 3月15日(金)まで

平成25年度住民税(町・県民税)の申告、および平成24年分所得税の確定申告の時期となりました。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

### 住民税の申告が必要な方

平成25年1月1日現在、伯耆町に居住されている方は、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次のような方は申告不要です。



### 住民税の申告をしなくてもよい方

- 平成24年分所得税の**確定申告書を提出された方**  
※所得税の確定申告が必要な方は、確定申告を行って下さい。
- 平成24年中の収入が**給与所得のみの方**  
※勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です。(提出状況を勤務先へ確認して下さい。)
- 平成24年中の収入が**公的年金のみの方**

そのほか、平成24年中に所得が無い方や住民税が非課税となる方は、申告義務はありませんが、**非課税(所得)証明が必要な場合や、国民健康保険に加入されている場合などは、申告が必要となります。**

### 所得税の確定申告が必要な方

#### ●給与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の方は申告が必要となります。



- ① 給与の収入金額が**2千万円を超える方**
- ② 1か所から給与を受けている方で、**給与以外の所得額が20万円を超える方**
- ③ 2か所以上から給与を受けている方で、**年末調整がされなかった給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方**
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払を受けた方

**ポイント** そのほか、年末調整で**扶養控除の誤りがあった場合などは、確定申告が必要です。**(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合など。)